

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

宇 部 市

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 現況

本市は、山口県の南西部に位置し、北部は中国山脈の丘陵性山地をなし、中部から南部は、緩やかな丘陵地となっており、南部はすべて周防灘に面している。本市の農用地は、厚東川、大田川、有帆川流域等の水田地帯と、南東地域の台地に拓けた畑作地帯に分けられ、稲作を主体に麦、大豆、野菜、茶、花き等、地域特性を活かした農業が営まれている。

近年、本市における農用地面積は、都市化の進展による宅地への転用等により、年々減少しており、今後も引き続き減少していくものと予想される。また、農業従事者の高齢化、担い手不足により、耕作放棄地の拡大が懸念されることである。こうした中、集落営農法人等の担い手への農地集積が進み、担い手を中心とした営農が行われている地域もあるが、一方で、北部地域では、傾斜地が多く平地地域と比べて生産条件の格差が大きいことから荒廃農地が増加している。

本市においては、

- ① 限られた農地の有効利用を図り、担い手への利用集積等の推進などにより、耕作放棄の防止を図る必要があるが、水路、農道等の地域資源の維持管理に対する担い手の負担が増大することが懸念されることから、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域共同活動を支援する必要がある。
- ② 中山間地域等では、傾斜地が多いという不利な条件を抱えながら農業生産活動等を通じ国土の保全、水源かん養、良好な景観形成等の多面的機能を発揮しているが、農家の高齢化や担い手の減少により、耕作放棄地が増加し、多面的機能の低下が懸念される。
- ③ 市民の食料に対する新鮮・安心・安全などのニーズや環境問題への関心は一層高まっており、これらニーズに対応した農産物の安定生産や農業分野における環境対策への対応の強化が求められている。

2. 目標

1. ①に該当する地域では、法第3条第3項第1号（以下「1号事業」という。）に掲げる事業を推進し、地域の共同活動による地域資源の適切な保管理を行い、農業農村の有する多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

1. ②に該当する地域では、法第3条第3項第2号（以下「2号事業」という。）に掲げる事業を推進するとともに、併せて、1号事業も行う

よう働きかけることにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

1. ③に該当する地域では、法第3条第3項第3号（以下「3号事業」という。）に掲げる事業を推進し、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	宇部市全域 （促進計画の区域すべて。）	法第3条第3項第1号に掲げる事業、同項第2号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

1. 1号事業において設置する推進組織に参画し、1号事業の促進を行うこととする。
2. 1号事業において設置された推進組織を活用し、2号事業の促進を行うこととする。
3. 1号事業において設置された推進組織を活用し、3号事業の促進を行うこととする。
4. 法第3条第3項第2号事業に係る対象農用地の基準等については、別紙のとおりとする。

(別紙)

1. 法第3条第3項第2号(中山間地域等直接支払)事業について、次のとおり定める。

(1) 対象農用地の基準

対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次の①の指定地域のうち②の要件を満たす農業振興地域農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。

ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

① 対象地域

対象地域は、次のいずれかの地域とする。

ア 過疎地域自立促進特別措置法の指定地域(旧楠町地域とする。)

イ 地域振興立法8法の指定地域に準ずる地域

(山口県知事が特認地域として指定した小野、二俣瀬、厚東地区(旧市町村単位)とする。)

② 対象農用地

対象農用地は、次のいずれかの基準を満たすものとする。

ア 勾配が、田は1/20以上、畑、草地及び採草放牧地は15度以上の一団の農用地(以下「急傾斜農用地」という。)であること。この場合において、当該農用地の勾配は、主傾斜により判定を行い、その一部が該当主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付の対象とする。

イ 市長の判断によるもの

勾配が、田は1/100以上1/20未満、畑、草地及び採草放牧地は8度以上15度未満の一団の農用地(以下「緩傾斜農用地」という。)であり、及び急傾斜農用地と連担していること。ただし、1号事業に取り組んでいる農用地については緩傾斜農用地のみの場合も対象とする。この場合において、当該農用地の勾配は、主傾斜により判定を行い、その一部が該当主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付の対象とする。

(2) 集落協定の共通事項

A要件のうち「農業生産条件の強化」に該当する工種は、下記の表のとおりとし、局所的な農道の砂利補修や水路の目地補修等の通常の管理行為は含まない。

◎ 対象工種

工 種	作 業 内 容
ほ場整備	<p><区画整理></p> <ul style="list-style-type: none"> ・畦畔の造成、ほ場進入路の造成、心土破碎、客土・土壌改良材の投入 <p><暗渠排水></p> <ul style="list-style-type: none"> ・弾丸暗渠等の簡易な暗渠排水の敷設
水路工	<ul style="list-style-type: none"> ・現場施工による用排水路の敷設 ・水路（コンクリート2次製品）の設置 ・取水、分水施設の設置 ・ポンプ場の新設・更新 ・ため池の新設・改修
道路工	<ul style="list-style-type: none"> ・農道の新設、拡幅 ・農道の敷砂利舗装、コンクリート舗装

(3) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、水田フル活用ビジョンに位置づけることができる担い手の要件を満たした者とする。

- ① 利用権設定等により、1.5ha以上経営する農業者。
- ② ①以外に地区で担い手として認められ、自己の農地以外の水田管理作業を行う農業者。

(4) その他必要な事項

土地改良通年施工に係る事業の概要、現に災害を受けている農用地の災害復旧事業の概要は、協定書に記載するものとする。